



# 成年後見センター もりおか通信

第20号  
平成31年3月12日  
発行

— 成年後見の利用を多くの人に —



〒020-0022 盛岡市大通1丁目1番16号 (岩手教育会館4階)

認定特定非営利活動法人(認定日付・番号：平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話/FAX 019(626)6112 発行人：理事長 石橋 乙秀

## 設立10周年記念 特集

### ◆成年後見市民フォーラム(平成30年12月1日開催)◆

#### 報告

#### 成年後見センターもりおかの10年(生い立ち・現状・展望)

理事長 石橋 乙秀

成年後見センターもりおかの理事長になって10年になりますが、10年やってこられたのは、スタッフの皆さんのお蔭です。スタッフの皆さんが、支援している人をコンサートとか、旅行とかに連れて行ったとか、私たちが支援している人たちに充実した人生を送ってもらおうとしてやっていることを聞いて、やって来てよかったなと思っています。今年は、もっと嬉しいことに支援している2人が結婚することがありました。これからもいろいろあると思うのですが、これまでやってこられたのも今日おいで皆さんのご支援があったお蔭だと思っています。この場をお借りして感謝申し上げたいと思います。

まず、法人設立までの経緯なのですが、2007年8月から有志17名が集まって勉強会をしました。私もメンバーだったのです。実は、私は盛岡家庭裁判所の本庁の最初の後見人なのです。後見人をやらせていただいて後見のことが分かって、また、私は消費者問題をやっていた。知的障がいの方が騙されていたり、働いているところでちゃんと賃金が貰えないという事件や、施設のお金が無くなったとかそういう事件もありました。そういう事件をやっている、守ってくれる親御さんがいる中ではいいので

しょうけれども、年を取って来て、亡くなったときにこの人たちはどうなるのだと、思っていました。

成年後見制度ができて、どういうふうに使えるか、まず知的障がいの方が大変だろう。それは親御さんが切実に思っておられたことです。だから親御さんが主なメンバーで始めたということなのです。2008年10月にNPO法人としてスタートしました。なぜ法人にしたのか、それは知的障がいの方が長生きする。そうすると長い間その方をみなければならない。私が個人で後見をやったのは、自分が死んじゃったら、またその人と気が合わなかったらどうなるのだろうか。人間ですから相性があります。法人後見だといろんなスタッフがいますから、その人と合わなかったらこの人がいいよねということになります。後見というのは結構いろんなことをやらないといけない。いろんな分野の、その人に合った総合的な後見ができる。私たち



法人の思いは、親亡き後のことをどうするのか、親御さんが亡くなられたり、認知症になられる方もおられますので、その時にお子さんをどうやっていったらいいのか。最近はお子さんも少ない、兄弟も少ない。そうすると見てくれる人が少ない。いま親族関係も薄くなってきている。行政もやってくれそうもない。そういうことでやらざるを得ない。そう言う思いなのです。知的障がいの方をやってみたいと思うのは、財産が沢山あればいいか、だけでなく、いかにして充実した人生を送るのか、いかに生きがいのある人生を送るのかということが大事なのです。楽しんで充実した人生を送ってもらおう。これが非常に大事なことなのだと思います。それから、いま施設に入るにしても契約をしなくてはなりません。サービスを受けるにも契約、それをどうするのか。そのために制度を使わなければならない、私は法人ができた最初の思いというものは大切にしなければならないと思っています。「初心忘るべからず」だと思います。今、正会員が28名で、賛助会員が98名です。うちの法人は貧乏法人です。スタッフは17名ですが、ボランティアで活動をしています。支援する1人に対しスタッフが2、3名、基本的には2名でやっている。施設とかグループホームなどに行くときには2名が一緒に行ってお会いして話をしてくる。今22名になりましたのでスタッフを増やさないといけない。本当はもっともっと増やしたい。社会の中で生活をしている保佐、補助の方がいます。ある人は車が大好きだからネットで買ってしまおう。若い男性だとアダルト系のところに行ってしまう。十何万円にもなる。本人の収入からすると当然払えない。本人はプロックをかけると気に食わない、後見人と折り合わないことが起こる。最近、「本人の意思を尊重しろ」と言われてきている。その人の意思を尊重して携帯を使わせ放題にしたらどうなるのか、間違いなく多重債務になる。破産にもなる。私たちは破産することが見えている人に対して放っておくわけにはいかない。でもこれが出来ているのは、法人だからです。個人だととてもできません。障がい者も、高齢者も社会で一緒に生きて行こうとするといろんな被害に遭う。いろんな問題に遭遇する。私たちは後見に関する相談にも力を入れていて、盛岡市の協力でやっています。後見制度は世の中に結構普及してきました。でも、後見が必要な人の2割強しか利用されていないと、あんまり周知がされていません。だか

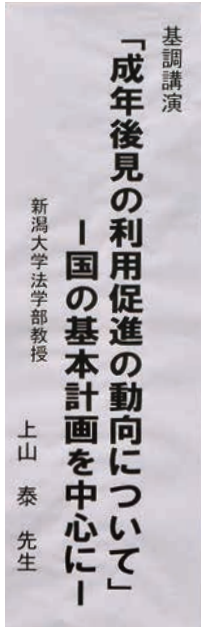
ら、後見制度がどんな制度かということ、施設とかいろんなところへ行かせていただいて、お話をさせてもらっています。その次に大事なものは申立てです。申立ては普通の人には結構大変です。裁判所に出す書類は大変です。そこで後見の申立てを支援して、申立てをスムーズに行えるようなことをやっています。それから、大事なものは、親族の後見人をどうやってサポートしていくのか。今、親族は後見人の4分の1くらいなのです。後見をするといろんな手続きがあります。大変なのです。後見をしてくれる人が少ないということがある訳ですね。だから、そこでも親族をサポートするということもやっています。

それから市民後見人ですね。今日、来ておられる方の中にも後見人をやってみようかと思っておられる方がいるかと思えます。市民が後見人になる。でもそれも不安です。先ほど言ったように、後見というのは結構大変なのです。自分ではできないからということで、後見人のなり手がいない。現在弁護士とか司法書士とかがやっていますけれども手一杯です。弁護士がやっても1件か2件です。後見人の担い手がいないのです。市民後見人を育てなければならぬのです。今、盛岡市と市民後見人の養成をやっていますけれども、何十人も講座を受けられています。でも実際後見をやるのかということになると、サポートが必要なのです。そのことが一番大切で、そのことに力入れたいと思っています。親御さんに、「後見制度を知っていますか」「後見制度を使いたいと思いますか」というような調査をやっています。今すぐ使おうと思っている方は余りいないです。でも将来使わなくてはならないなと思っている人は一杯います。私はこの組織が大きくなればいいとは思ってなくて、県内にいくつも出来ることが理想だと思っています。大きくなればなるほど人の顔が見えません。そうすると形式的、事務的になっていく。特に知的障がい、精神障がいや高齢者の方を相手にするので、やっぱりいろんな配慮をしなくてはならない。人の顔が見える組織でなくてはならない。適正な規模というのはあると思っていて、これをどうするかということが一つの課題となっている。

それから、制度をもっと充実して発展させなくてはという国の方針ができた訳です。それで自治体もこれから計画をつくってもっと推進しようとしています。そういう中で、私たち法人はその一助となってやって行きたいなと思っています。

成年後見の利用促進の動向について 一国の基本計画を中心に (抄訳)

新潟大学法学部教授 上山 泰



新潟大学の上山と申します。成年後見制度利用促進の動向について、国の基本計画を中心に話をします。内閣府、直接的には厚生労働省が中心になって、特に日本の高齢化社会を踏まえて成年後見制度の利用を全国各地で積極的に進めて行こうとしています。なぜ国は今そんな施策をとっているのか、その背景として具体的に利用促進をするためにどういうことを計画しているのかを説明していきます。

国の直近の動きということになりますが、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が出来ました。最近の動きは利用促進法に基づいて行われています。29年3月、内閣が利用促進基本計画、国としての計画を閣議決定しました。基本計画というのは、平成29年から5年間、最初の計画がなされています。国がやるのは法律の整備が一つで、都道府県と、成年後見の利用促進に直接かかわる市町村のお尻を叩くという大きな役割になりになります。そこで一番実働しなければいけないのは、身近な市町村ということになります。市町村に一番求められているのは、平成30年3月の地域の体制整備という「中核機関を各地域に作ってください」というのが大きな流れです。

◆ 成年後見制度の利用者数

国が法律まで作って制度の利用を進めなければいけないというのは国としては制度が思ったほど使われていないという危機感のもとに、政策を実行しています。平成29年末時点で、法定後見で利用件数、比率が多いのが後見類型、ある意味では最も重度な類型で8割くらい16万5千件、中程度の保佐という類型は3万件で15割程度、補助類型は

1万件弱で5割程度です。法定後見外に任意後見があり、自分自身で将来、例えば自分がボケてしまって自分の財布が自分で管理できなくなった時に、私に代わって私の財産を「私のために使ってください」ということを予め契約を結んでおく制度です。上の三つは家庭裁判所が後見人を選んで



〈講師のご略歴等〉

1965年、東京都生まれ。慶応義塾大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学。佐賀大学経済学部助教授、筑波大学法科大学院教授等を経て、現在、新潟大学法学部教授。厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員、社会福祉士国家試験委員。専門は、民法及び医事法。

◆ 成年後見制度に関する主要な著作 ◆

『成年後見と身上配慮』(筒井書房)  
『専門職後見人と身上監護 (第3版)』  
『成年後見制度の新たなグラウンド・デザイン』ほか多数

くれます。任意後見は自分で支援者を選ぶ大きな特徴があります。法定後見の仕組みは、今すぐ手助けが必要な、例えば知的障がいであるとか、認知症であるとか、自分自身で自分の財産を管理するのは心もとないので自分の財布をきちんと預ってくれる人が必要で、具体的なニーズが始まった段階で家庭裁判所が介入して支援者を選んでくれるという類型です。対して、予め自分自身で将来自分がそうなることに備えて、自分の好きな人と契約を結んで置くというのが任意後見です。実はこの任意後見は、僅か2500件しかなくて、すごく数が少ない。まず、確認していただきたいのは、法定後見とは既にことが始まってから家庭裁判所が介入する仕組み。自分が予め自分で備えていく仕組みの利用率が低いということを抑えて置いてください。

◆ ドイツの利用状況との比較

実は、数だけを見ても多いのか少ないのか分か

らない。日本で21万290件の成年後見というこの件数が多いのか、少ないのかが分からない。国は少ないと考えています。他の国と比較するのが分かりやすい。比較の対象がドイツです。対象に何故ドイツを使うのかというと、大きな理由は、日本と人口の構成が非常によく似ています。ヨーロッパの先進国中で、日本に近い比率で高齢化が進んでいます。先進国はどこも高齢化が進んでいますが、日本は更に少子化が非常に進んでいます。ドイツは日本と同じように高齢化も進んでいるし、少子化も進んでいます。介護保険は成年後見と同じ2000年4月にスタートしたが、仕組みはドイツから部分的に輸入し、参考にしながら日本が介護保険を導入した経緯があります。高齢者に対する福祉政策という観点から見た場合に、ドイツと日本は環境がよく似ています。

ドイツの人口は8千万人ちょっとで日本の3分の2。ドイツの法定後見は「世話」という1つの仕組みで、この5年、大体130万人位で使っています。日本より人口が少ないのに、単純に6倍以上使われています。更に目立つのは任意後見の仕組み。ドイツの場合は「予防的代理権」という日本の任意後見に相当する仕組みで400万件です。日本の任意後見の契約件数は10万件に対してドイツは400万件、40倍以上の登録数があります。法定後見も任意後見も比較にならない。ドイツでこれだけニーズがあるなら日本にはもっとニーズがあってもおかしくない。国は本来のニーズに比べて日本で使われていないという考えがあります。良し悪しは別として日本の法定後見、任意後見とかが残念ながら使われていないと

いうことが確認できます。

### ◆ 親族と第三者後見人

次は後見人が、親族か、家族以外かという比率です。法定後見がスタートした段階では圧倒的に家族が選ばれていた。この数字が年を追うごとに低くなり、29年には家族は26.2%。10人のうち3人もいなく、家族の選任率が低い。17年しか経っていないのに、大きく変わった。平成29年で1万件が司法書士、28%。2番目は弁護士で8千件近く、20%を越えている。3番目は子供で比率が大分下がっています。4番目は、社会福祉士4.4千件、12%を超えています。

二つ注目点があります。一つは、後見人に誰が選ばれているかで見ると、司法書士、弁護士、社会福祉士を合わせて6割から7割くらい。当初は9割方が家族であったのに、専門職が事実上担っています。二つは裏返しですけれども、家族がほとんど選任されていない。最高裁判所は最近になってこの傾向に「少し歯止めをかけようかな」という動きになっています。「少し家族を後見人から遠ざけ過ぎてしまったのかな」「少し家族を選ぶ比率を上げて行こうか」と政策転換を始めようとしています。ただ現実、家族が制度から頼りにくい状況になっています。方向転換をしようとしたところ家族の中で後見人として支えるだけの余力を持っているか、非常に難しい。最高裁判所が転換をしようとしても、無い袖は振れないということもあります。



## ◆ 市町村長申立ての推移

もう一つ、市町村申立てのデータを見ておきたい。市町村申立とは、法定後見は家庭裁判所で後見人を選んでもらうという仕組み。認知症で自力では自分の財布が管理できないようになってしまって、自動的に誰か後見人を付けてくれるということにはならない。日本の福祉システムは、生活保護を含めて、必要のある人が役所に出向いて行って「自分では財産管理が難しいので後見人を付けてください」と自分から積極的に申請をしないとしない仕組みになっています。成年後見の場合、ニーズが出てきた時には自分の財布が管理できるかどうか自分自身では判断が付かない状況になっています。蓄えた預金とかを身ぐるみはがされてしまう、有りうることです。裁判所に出向いて行って、手続きをしなければならぬ。加えて本人は自分自身のニーズがあるということを十分に判断できる状況にない。制度の難しさがここにあって、ニーズが高い人ほど、判断能力が失われている人ほど家庭裁判所に行くことが難しい。大きな矛盾があります。誰かが繋いでいかなければならぬ。もともとその役割を家族がやるということ想定していました。今の民法は、まず本人です。次に4親等以内の親族です。ところが、後見人になってくれる家族がないというケースが増えています。それ以前に、後見人を付ける申立てを代わってしてくれる家族が身近にいないというケースが増えています。独居の認知症がかなり進行している方が典型的なパターンですが、サポートが必要なのに裁判所に繋いでくれる家族すらいない。これでは全く意味がない。そこで家族が申立てできないときに、市長さんとかが代わって、申立てをできるようにしています。制度が始まった時は、僅か23件で、0.5%で、無いも同然であった。ところが年を追うごとに増え、29年は、7,037件、19.8%、つまり2割です。とても驚くべき数字です。申立ては一時的なのに、関われる家族が、5件のうち1件がない。現実問題として、今の日本の社会は、この分野では身近な家族を当てにできる人がどんどん減ってしまっています。

家族が当てにできないとして、どういう人たちを

頼っていったらいいのだろうかという話しになります。

## ◆ 国の基本計画の施策の目標

そこで出てきたのが国の基本計画ということになります。国の基本計画というのは、7つのことが掲げられています。重要なところを解説していきます。まず制度が知られていないのではないかとというのが**第1番目**。その上で、**第2番目**は、誰が地域で利用促進をしていくのか。国は市町村であると考えています。市町村の利用促進の計画を立てなさいといっています。**3番目**は、何故使われていないかということ、結局利用者がメリットを実感できていないのではないかとこの点。**4番目**は、地域連携ネットワークづくりが中心の課題になります。身近な家族が頼りにできないとすると、地域の中の支え合いという仕組みをつくっていくしかない。それをどうやってつくっていくのかということです。**5つ目**は、不正防止の徹底です。**6番目**が医療・介護等に係る意思決定が困難な人への医療同意の問題、施設入所の問題です。最後の**7番目**は、今の国会で審議が始まっている欠格条項の削減の課題です。

### ・ 利用者が実感できるメリット

利用者がメリットを実感できる制度、本人が「後見人が付いてくれて良かったね」と思えるための仕組みにするにはどうすればいいのか、国の考え方によれば4つになっている。**1つ目**は、高齢者、障害者それぞれご本人の意思決定の支援を行うべきだということです。制度の仕組み「自分では財産管理が十分できないので、財布を預かって自分のために使ってくれる人を選ぶ」というのが、基本的なイメージ。でも預けたとは言え自分の財布ですから、そのお金をどう使うのか、本人の価値観に従って、後見人が付いた後でもずっと継続できるようにするのが最も理想です。

ところが今の制度は、使い次第にもよりますが財布を管理できる能力が無いので、本人のやりたいようにやらせて置いたらかえって本人のためにならない。後見人が決めればよろしいのだと発想に立っています。しかし、よく考えてみると、どう考えても本人のお金なのです。本人が自分自身のために自

分なりに判断して使い道を決めるというのが本来なのであって、できる限りご自身による意思決定というのを後見人は傍からサポートすることに徹底すべきであって、ご本人の代わりに勝手に自分の考え方でなんでもかんでも勝手に決めてしまうというのは権限があろうが無かろうが良くないのではないのかという発想が最近では有力になっている。意思決定支援と呼んでいる。2つ目は後見人選任の配慮ということです。3つ目は利用開始後の柔軟な対応ということなのです。

4つ目は後見審判時の診断書のあり方です。今まで後見人が必要かどうかは医者が判断する仕組みになっています。一般的なケースではかかりつけ医を含めた診断書を医師に書いてもらい、成年後見相当、保佐相当、補助相当というのを医師の診断書の中で、どの類型に当てはまるのか、ということの評価してもらい、それを前提にして裁判所が判断するという形になっています。ところが、精神障害の場合が典型だと思うのですが、ある特定の精神障害があるからといって、生活の中で財産管理に困っているかどうかは全く別の話になる。具体的に今本人がこういうことで困っていて、何が単独では難しいのか、サポートが必要なのかということ個別のケースでもっと具体的に裁判所が把握する必要があるのではないかと。そうでないと一定程度の重度ということになると成年後見類型に振り分けられてしまう。医学的な観点とは別に、社会福祉のスキルのある人が本人の生活状況についてのソーシャル・レポートを提出して、それを合わせて類型を判断しようという方向にもうすぐ変わります。

#### ◆ 地域連携ネットワークづくり

さて、地域連携ネットワークづくりについて、これが今回の利用促進に関する計画の一番の中心になります。市町村が取り組むべきと国が考えている青写真になります。3つのことが指摘されています。1つは、地域における見守りの仕組みをキチンと構築していくということです。成年後見だけの話だけではなくて、消費者被害を防止するとか、住みやすい地域をつくっていく、地域住民同士支えあいの一環としての見守りという観点が入ってくる。2つはチーム後見といわれる仕組

みです。これまで基本的には1人選任するというのが一般的なパターン。多くの場合1対1対応で、後見人がすべてを背負いこむことは無理なのです。後見人はご本人を支える複数の人間が組んでいるチームの司令塔的な役割である法定代理権とか、取消権とかという家庭裁判所から特別な法律上の権利を与えられているので、中心的なのですが、関わっている人たちのチーム後見体制と意味なのです。

一つのポイントは、1人で抱え込んでしまうと後見人の方が倒れてしまい、結局本人のためにならない。もう一つは意思決定支援と関わることで、1対1で支援をしていると、強依存的な形になることもよくあります。2人だけで完結してしまうと、頼り切って、本人の意思がなくなってしまう、後見人が何でも決めてしまってしまうことになりかねない。また後見人の仕事の中で、悩ましいことが多々ありますが、典型的なものに、老人ホームとか特養です。入所して施設で暮らすべきか、それとも今自宅で一人で暮らしていてこのまま自宅で生活を続けていくか、その判断が非常に悩ましい場面が出てくる訳です。本人が安全に暮らしていくためにはここで思い切って施設に、本人嫌かもしれないけれども施設への入所を考えていかなければならないかなという場面が当然出てくる。本人があまり積極的でないような状況の時に、どのタイミングで施設入所へ移行していくのかということは、支援者側からするととても悩ましいこととなります。複数の人がいろいろ知恵を寄せ合って、「私はこう考える」「私ならこう考える」そういういろいろな考えがあるのだということ把握したうえで、最終的に本人が一番納得していただける結論と言うのを導いて行くということが好ましい。

#### ・ 中核機関

その時、核になるのが中核機関。この中核機関、例えば盛岡市の中でこれから成年後見をスムーズに運営して行くカギになる組織ということになります。国は全国各地に中核機関というカギになる組織をつくっていきたいと考えています。何をやるかということ、3つ目が重要なポイントで、制度利用促進機能なのです。受任者調整・マッチング機能というのが非常に重視されています。それが

ら親族後見人や市民後見人の支援や育成をする、この二つを掘り下げてコメントします。受任者調整とは、現在の仕組みは、誰が成年後見人を選ぶかということと家庭裁判所なのです。ところが家庭裁判所はご本人のことをよく知らない。誰が一番適任なのかということは、家庭裁判所は分からない。するとミスマッチが起こりえます。更に、現在の日本の中核を担っているのは専門職です。数が足りなくなってきています。今どういう問題が起きているか、たらい回しということが起きているのです。救急車のたらい回しと一緒になのです。家庭裁判所は申立てがあったら短期間に選任するようにしています。それでも、半年とか1年とか選任できないケースがあります。引受け手がいなくて何時まで経っても見つからないで、選べないというケースがあります。これを改善するための一つに、新潟モデルがあります。その地域の供給母体が集まって、そこで選任会議みたいなものをつくれればいいではないか。地域の主たる供給母体の方で調整できる場所をつくれればいいではないか、これが受任者調整機能になる。例えば、遺産相続があるので相続問題があるから最初は弁護士会が出しましょう。これが半年くらいで方がつくはずだから、そこで軌道にのったところで市民後見人にお願ひしましょう。あるいは親族さんにお願ひしましょうという中長期的な青写真を描くことが出来ます。本人のためにもなる人を継続的に選ぶことが出来ます。次は、親族、市民、NPOへのアドバイスや、市民後見人の養成という一番の肝腎要です。途中で触れた不正防止、とても深刻な問題です。重要なのは、不正防止のため何かを直接するよりは、中核機関がきちんと出来て、地域での支えあいの体制が機能してくれば、横領も減るだろうというのが大前提にあります。それに加えてお金の場合は、後見支援信託を使用すると多額の横領を防ぐことができます。今まで話をしてきたようなことを盛岡市として、どうやって実現していくのかという計画を立てなさいというのが市町村計画の策定という話になります。

#### ◆ 欠格条項の縮減・廃止

最後に、欠格条項の削除という話で、今の国会で被後見人等の欠格条項についての法律全部で188の

法律をまとめて改正する法律案の審議が始まりました。知的障がいの人が地方公務員として働いているケースはいくらでもあります。例えば、清掃の仕事を含めて現業職に知的障がいのある方が就いていることが珍しくない。その人に遺産相続の問題が発生したので保佐人を付けたとしますと、それで自動的に首になるのです。公務員としての資格が失われます。本人の能力が落ちたというのなら話は別です。こうした問題が188件も存在します。生活のために働いて貯めた財産管理のために成年後見人がついたら、肝心の給料がもらえなくなるのでは、完全に本末転倒ですから利用促進にもならないのです。今回の利用促進計画の中で一番大きな分かり易い成果として、これが今国会で改正されると一気にそういう状況が無くなるということになります。現在の制度を実際利用者側から見ると、多々使いにくいことがあるのも事実です。そうしたことを一つひとつ無くしながら、かつ地域で中核機関を中心にネットワークを整備して、少しでも利用しやすい成年後見の仕組みにしたいというふうに国は今考えているということになります。

#### ◆ おわり

長時間にわたってお話いたしました。一応お伝えしたいことはお話ができたと思いますので、これで終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。



## シンポジウム

- シンポジスト……………小野寺幸司 さん（カシオペア権利擁護支援センター）  
高橋 靖枝 さん（成年後見センターもりおか）
- 助 言 者……………上山 泰 さん（新潟大学法学部 教授）
- 進 行……………赤羽 卓朗 さん（成年後見センターもりおか）

シンポジスト小野寺幸司さんから「成年後見制度を活用した地域生活支援」をテーマとした活動報告があった。つづいて、シンポジスト高橋靖枝さんから設立に係わった一人として「成年後見センターもりおかをどのような思いから立ち上げようとしたのか」「今、10年を迎えて、どのようなことを感じているか」などについての体験報告であった。

助言者から、「岩手県内で、盛岡、二戸で取り組みがされていることが頼もしい」「実施している地域と実施していない地域との格差が出ないことを望みたい」とコメントがあった。



### ◆ 共催・後援ありがとうございました

設立10周年を記念して開催した「成年後見市民フォーラムー全ての人々が安心して暮らせる社会を作るためにー」の会場「おでってホール」には、130名もの方のご参加をいただきました。

このフォーラムの開催に当たり、盛岡市から共催をいただき、また、岩手県、岩手日報社、盛岡タイムス社、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、岩手県社会福祉協議会、盛岡市社会福祉協議会、いきいき岩手支援財団、岩手弁護士会、岩手県司法書士会、岩手県行政書士会、岩手県社会保険労務士会、岩手県社会福祉士会、岩手県手をつなぐ育成会から後援をいただきました。

- ◆ 成年後見市民フォーラムの「報告」「基調講演」、及び「シンポジウム」を特集して「成年後見センターもりおか通信」第20号に掲載しました。上山 泰教授の基調講演は会報の紙幅の事情から抄訳し掲載しました。基調講演の全体は本会ホームページの下記アドレスに掲載いたしました。

<http://seinenkoukenmori.sakura.ne.jp/seinen/>

## つぶやき

「娘のしあわせが私もしあわせ」。これは私たちが初めて後見人を引受けた女性Tさんの母親の言葉です。この言葉に母親の深い思いを感じます。Tさんと係わって10年、私たちがいつも大切にしていきたい言葉です。

ところで、国は成年後見制度の利用を進める法律をつくり、その進める役割の中心を市町村としました。そして、市町村には計画をつくり実現していくよう求めています。市町村がつくる計画がどのような内容となるのか、今後を待たなければなりません。こうした全国的に進められていく大きな波のような動きの中で、Tさんの母親のような思いとは離れ、遠ざかっていくような方向で進んでいくことがないよう願うものです。（Y生）